

別表

事業区分	地域産品販路拡大活動支援事業
事業の目的	県内の複数の食品等製造事業者又は伝統的工芸品製造事業者の商品をとりまとめて県外への販路開拓・拡大を行う地域商社等の取組を支援することで、単独では営業活動が難しい県内事業者の販路開拓・拡大を推進する。
補助対象事業	事業実施主体が事業の目的を達成するために行う次の取組を支援。 (例) 共同での商品開発、県外展示商談会への出展、商談会・産地視察商談の開催、県外小売店等でのフェアの開催、物流の仕組みの検討・実証実験、広報活動（PR媒体の作成）、勉強会・セミナー等の開催 等
事業の要件	以下全ての要件を満たすこと。 (1) 地域商社等が行う新たな取り組みであること。 (2) 補助事業実施から3年度以内のいずれかの年度において、補助対象事業者が取り扱う参加事業者の商品の、県外小売業者等へ販売した額の合計が、補助事業実施の前年度に比べ、1,000千円以上増加する見込みであること。 (3) 参加事業者が合計で5者以上であること。 (4) 全参加事業者の主たる事業所又は工場が一の市町村内にとどまるものでないこと。
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費（謝金） ・旅費 ・材料費及び消耗品費 ・印刷費 ・広報費 ・デザイン費 ・委託料 ・郵送費 ・使用料及び借上（リース・レンタル）料 ※事業年度内に係るものに限る ・県外展示会等出展料 ※島根県が設置する「島根ブース」への出展を除く ・その他知事が必要と認めるもの
補助対象としない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・現に実施し、又は既に終了した事業に係る経費 ・交付決定日より前に発注、購入、契約をしたものに係る経費 ・人件費 ・パッケージの印刷等商品の一部となるものに係る経費 ・代金支払時の金融機関への振込手数料 ・国又は県の他の補助金等（これらを財源とする市町村その他の団体の補助金等を含む。）の交付を受けている経費 ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
事業実施主体	次の要件をすべて満たすもの (1) 島根県産品を製造、販売又は斡旋する者であること。 (2) 島根県内に主たる事業所を有すること。 (3) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、個人事業主又はこれらの連合体（組合等の団体を含む）であること。 (4) みなし大企業（※1）でないこと。 (5) 島根県税の滞納がないこと。 (6) 暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないこと。 (7) 公序良俗に反する活動を行う、又は行う恐れがあるものでないこと。

	<p>※1 みなし大企業</p> <p>発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者をいう。</p>
補助率	1 / 2 以内
補助上限額	1,000 千円
補助下限額	なし